

(提言)「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」

1 現状及び問題点

博物館の設置・運営形態が多様化する中で、1952年施行の博物館法に規定される博物館登録制度や学芸員資格等の運用の実状と同法等との乖離が著しい。

2 提言の内容

(1) 博物館法の改正による新たな登録制度への一本化

国立博物館・国立美術館が博物館法において「博物館」でないのは制度の歪みである。現行登録制度を見直す抜本的な法律改正を行い、全ての博物館を「博物館」として一体的に扱う新博物館法を整備し、新たな包括的な博物館登録制度を導入すべきである。

(2) 博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実

新登録制度はイギリスの認定制度を参考にし、全ての博物館の自主的な運営改善を促し博物館全体の水準向上に資すものとする。その為にも博物館法第4条を改正し学芸員の職務内容を見直し、業務の調査研究以外の研究にも従事できるとし、一定水準以上の博物館が研究機関指定を得られるように、研究費予算措置等の柔軟化を図る。